

保護者のみなさま

栗東市立栗東中学校  
校長 伊賀 りつ子

## 大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災その他緊迫事態における非常措置について

滋賀県教育委員会より、大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災や緊迫事態の発生により、生徒の登下校に危険があると予想される場合、県下一斉に臨時休業等の非常措置基準が示されています。また、地震発生時の栗東市非常措置規準を設けています。

つきましては、生徒の通学の安全に万全を期すために、下記のようにいたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 テレビ放送等で「特別警報」または「暴風を含む警報」の発令の報道があった場合の措置

- (1) 登校前においては、生徒は自宅待機とし、午前7時において特別警報または暴風警報が発令中の場合は、臨時休業とします。
- (2) 登校後において特別警報または暴風警報が発令された場合は、通学距離、下校時間、通学路の状況等を勘案のうえ、適切に終業時刻を繰り上げて下校させます。
- (3) 大雨・洪水・大雪等、暴風を含まない警報の発令の場合は、必ずしも臨時休業とは限りません。
- (4) テレビ放送等では、テロップによる休校の指示はされません。

#### 2 「特別警報」または「暴風を含む警報」の発令前における特例措置

午前7時前の段階において、特別警報または暴風警報の発令が必至と判断される場合は、必要に応じて始業時刻を繰り下げるか、または臨時休業の連絡をします。

#### 3 「特別警報」または「暴風を含む警報」解除後の措置

午前7時までに、特別警報または暴風警報が解除された場合にあっても、災害等の危険が予測される場合は、必要に応じて始業時刻を繰り下げるか、または臨時休業の連絡をします。

#### 4 安全指導について

- (1) 大雨・洪水警報発令時や台風襲来時の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物等に十分配慮し、生徒の安全に万全を期すよう、適切な注意や助言・指示を与えてください。
- (2) 警報・注意報が解除され、雨や風が止んだ後にも、河川の増水等の危険が残りますので、通学路などに危険がないかどうか調べていただく等、危険防止の対策にご配慮をお願いします。なお、危険箇所の発見や事故の発生の際には、速やかに学校へ連絡してください。
- (3) 大雨・洪水警報発令時や台風・大雪等の時、生徒が遅刻・早退等をする場合には、平常以上に学校(担任)との連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期すようご協力ください。

#### 5 その他

- (1) 地震発生時の栗東市立学校の非常措置基準:「震度5弱以上」の地震発生時、学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況(在宅・登下校・在校等)により安全を優先した対応をします。
- (2) 落雷の危険がある場合、学校は下校の時刻を遅らせるなど、安全を優先した対応をします。

令和8年6月1日

保護者のみなさま

栗東市教育委員会 教育長 今井 義尚  
栗東市立栗東中学校 校長 伊賀りつ子

## 「特別警報」、「危険警報」または、「暴風を含む警報」が発表されたとき ときの対応について

～児童生徒の登下校時の安全確保に向けた対応～

平素より、学校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、栗東市教育委員会による「非常変災時その他緊迫事態における栗東市立学校の非常措置基準」の改定に伴い、市内において「特別警報」、「危険警報」または、「暴風を含む警報」の発表がされた場合、下記のように対応することになりました。つきましては、ご支援・ご協力をお願いします。

### 記

1. 栗東市に「特別警報」、「危険警報」または、「暴風を含む警報」が発表されたとき学校は「臨時休業」とし、発生時刻や児童生徒の状況により以下の通り指導・対応します。

#### ① 臨時休業

登校前においては児童生徒は自宅待機とし、午前7時において「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とします。

#### ② 終業時刻の繰上げ

児童生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し、児童生徒の安全確保を最優先とし適切な措置を講じることとします。

その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、下校させることとします。

※上記対応は原則であり、緊急時には児童生徒の安全を優先し、変更する場合があります。

※学校再開については栗東市災害対策本部と協議の上、tetoru や防災無線等で各家庭への連絡に努めます。